

第8号議案 共済規程の一部変更について

次のとおり承認を求める。

なお、共済規程の変更承認申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を理事会に一任する。

1. 主な変更理由

共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」（以下「特別措置」という。）は、地震の罹災者には共済契約に係る手続を行うことが困難なことから、共済契約に係る権利義務の行使に猶予期間を設けるなどの措置を講じているものである。

しかしながら、近年、地震以外の特定非常災害に指定^{※1}される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令^{※2}により、特別措置と同様の措置を講じる必要が生じている。

従来、このような地震以外の災害等の発生時には、行政庁からの要請に基づき、特別措置と同等の対応を行っていたところであるが、今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行う。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき政令で特定非常災害に指定された災害

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言

2. 共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>第2章 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(<u>地震等</u>に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置)</p> <p>第16条 この組合は、<u>全国共済連が定めた地震等によって、この組合又は共済契約者、被共済者若しくは共済金を受け取るべき者が共済契約に係る手続を実施することが困難となる場合</u>において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</p>	<p>第2章 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(<u>地震</u>に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置)</p> <p>第16条 この組合は、<u>地震が発生し、又は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたため、共済事業に係る業務を停止し、又は開始しない場合</u>において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</p>

附則 この変更は、令和4年4月1日から施行する。